

令和 7 年 9 月 10 日

魚沼市議会議長 志 田 貢 様

総務委員会

委員長 大桃 俊彦

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 今後の所管事務調査について
(3) 閉会中の所管事務等の調査について
(4) その他
- 2 調査の経過 9 月 10 日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、行政視察について協議した。
今後の所管事務調査については、第 6 期後期委員会からの申し送り事項を確認し、その取扱いを協議した。新規の調査事項等については、今後の委員会で協議することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、第 4 次魚沼市行政改革大綱（素案）について、特定空家のその後の状況について及び財産処分実施要綱施行後の市有地公売 1 回目入札結果の報告について執行部から説明を受け質疑を行った。
また、第三次魚沼市総合計画（案）について、気化熱冷風機の現地調査について、新年度予算について、今年度の議員研修について委員長から連絡があった。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 83 号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 84 号 魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- (3) 議案第 90 号 市有財産の貸付けについて（銀山平蛇子沢小屋）

2 調査事件

- (4) 所管事務調査について
 - ・行政視察について
- (5) 今後の所管事務調査について
- (6) 閉会中の所管事務等の調査について
- (7) その他
 - ①第 4 次魚沼市行政改革大綱（素案）について
 - ②特定空家のその後の状況について
 - ③財産処分実施要綱施行後の市有地公売 1 回目入札結果の報告について
 - ④その他

2 日 時 令和 7 年 9 月 10 日 午前 10 時

3 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

4 出席委員 こめたろう、横山正樹、星野みゆき、大桃俊彦、高野甲子雄、森島守人
(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、吉田総務政策部副部長、浅井総務人事課長、五十嵐企画政策課長、斉藤管財課長

7 書 記 坂大議会事務局長、星議事調整係長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

大桃委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。早速ですけれども、本委員会に付託されました議案について審査を願います。

(1) 議案第 83 号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大桃委員長 日程第 1、議案第 83 号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員 この条例改正に該当する就学援助費や奨学金等を借りている、重複する該当者というのは、結構な人数がいるものでしょうか。

吉田総務政策部副部長 今回の条例改正でどれだけの人数かというのは、こちらで承知しておりません。

星野委員 例えば、自分が年末調整の際にマイナポータルを利用してマイナンバーカードの閲覧をするような場合というのは、自分の携帯に「今マイナンバーカードの閲覧が行われました」というような連絡が入るわけですが、こういった場合はどうなのかという質問なんです。

吉田総務政策部副部長 今回のこの行政手続における事務というものは、行政内における各教育委員会部局、また他の自治体との情報連携というところで行うような形になりますので、特に本人のマイナンバーをとということではなく、自治体が持っているマイナンバーに基づく情報を連携して確認するということになります。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。

これから議案第 83 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 83 号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 84 号 魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

大桃委員長 日程第 2、議案第 84 号 魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございませんか。

内田市長 ございません。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 84 号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決す

ることに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第 84 号 魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）議案第 90 号 市有財産の貸付けについて（銀山平蛇子沢小屋）

大桃委員長 日程第 3、議案第 90 号 市有財産の貸付けについて（銀山平蛇子沢小屋）を議題とします。執行部から補足説明はございませんか。

内田市長 ございません。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

横山委員 貸付けの期間が書いてありますが、この間どのような用途でこの蛇子沢小屋が使われるのか、もし分かったら教えてください。

吉田総務政策部副部長 今回実際に借りたいと言っている組合の小屋の利用用途としては、地元の関係団体ですとか、学習院から譲り受けた施設になりますので、学習院の登山に訪れる方の利用というようなことで開放していると聞いております。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 90 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第 90 号 市有財産の貸付けについて（銀山平蛇子沢小屋）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（４）所管事務調査について

・行政視察について

大桃委員長 日程第 4、所管事務調査について、行政視察についてを議題といたします。11 月 4 日火曜日から 5 日水曜日の日程で、詳細はこれからになりますが行程表（案）のとおり視察先が決まりました。このことについて質疑はございませんか。

森島委員 東京都渋谷区と埼玉県戸田市とか、概略でいいですのでどういうものか、もし分かったらお願いしたいと思います。この日程で結構ですので、研修内容もいいんですけども、行く先が大体どういうところというのを概略だけ分かれば教えてください。分からなければ、あとで私に教えていただければと思います。

大桃委員長 東京都渋谷区、リフレッシュ氷川で開催されるスマホサロンということで視察に行ってみますし、埼玉県戸田市役所につきましては……

森島委員 スマホサロンがどういうものなのかを私は聞きたいです。もし委員長で概略が分かれば教えていただきたいです。

大桃委員長 すみませんが、確認でき次第、報告させていただきます。ほかに質疑はございませんか。（なし）なければ、このように決定してよろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定しました。

それでは、東京都渋谷区、埼玉県戸田市、群馬県川場村の各視察先への質問事項を事前に取りまとめたいと思いますので、9月24日までに事務局へ各委員の皆さんから質問事項の提出をお願いします。

（５）今後の所管事務調査について

大桃委員長　日程第５、今後の所管事務調査についてを議題とします。第６期総務委員会の申し送り事項として、事前に皆様に確認をしていただきました。また、執行部においては動きがあったら適期に当委員会に報告いただきますようお願いを申し上げます。そして、今後当委員会で新たに調査をしたい案件がありましたら、順次御意見を頂戴したいと思いますのですがいかがでしょうか。

事前に検討しておいてくださいということでしたけれど、まだ皆さん悩んでいるような状況であろうかと思います。まずは、第６期の総務委員会からの申し送り事項としての継続する部分がありますので、その辺のところを中心に調査しながら、その都度皆さんから新たに取り上げていただきたい内容のものがありましたら協議してまいりたいと思いますが、そういう進行状況でよろしいでしょうか。（異議なし）そのようにさせていただきます。

（６）閉会中の所管事務等の調査について

大桃委員長　日程第６、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛てに申出を行うことに決定いたしました。

（７）その他

①第４次魚沼市行政改革大綱（素案）について

大桃委員長　日程第７、その他を議題といたします。まず、①第４次魚沼市行政改革大綱（素案）について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長　それでは、第４次魚沼市行政改革大綱（素案）について説明をさせていただきますが、冒頭で大変申し訳ありません。資料は、日程第７、その他①をお開きいただければと思いますが、「案」ではなくまだ「素案」の段階でございましたので、案のところに素を付け加えていただければと思います。

それでは、資料を御覧いただきたいと思います。本市におきましては簡素で効率的な行財政運営、行政サービスの質の維持向上を目指しまして、平成18年度から３次にわたって行政改革に取り組んでいるところでございます。平成28年２月に策定いたしました第３次行政改革大綱の計画期間が今年度末までとなっておりますが、今後も切れ目なく持続可能な行財政運営を確立し、質の高い行政サービスの維持向上を図るために、第４次魚沼市行政改革大綱の策定を現在進めているところでございます。このたびその素案がまとまりましたので、本委員会において説明をさせていただければと考えております。

説明につきましては企画政策課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

五十嵐企画政策課長 私から資料の説明をさせていただきます。(資料「第4次魚沼市行政改革大綱(素案)」により説明)

最後に、資料にはありませんけれども、今後の予定について説明をさせていただきます。この後、市民で構成する行政改革推進委員会に大綱の諮問を行います。それと並行しましてパブリックコメントも予定をしており、最終的には年度末までに大綱の策定、それから各推進計画の策定を行う予定であります。

第4次魚沼市行政改革大綱の素案の説明は以上になります。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

こめたろう委員 第4次魚沼市行政改革大綱ですと、DX推進が重点の項目として一つ位置づけられていると思いますが、例えばAI-OCRだったりとかRPAですとか、あとは生成AIの活用まで明記されていて、従来よりは踏み込んだ内容になっているんじゃないかと感じます。しかし、AI技術の発展というのは速くて、汎用人工知能とかも実現すると言われていていると思います。こういったすごく進化の速い領域を扱うということにもかかわらず、その大綱の計画が10年という長期なのかと感じているんですけれども、そういった技術に置き去りにされないような計画の柔軟な見直しだったりとか、短期的な検証サイクルというのは考えられているのでしょうか。

五十嵐企画政策課長 まずDX推進方針なんですけれども、今こめたろう議員から御紹介された技術といいましょうか、その辺は一部市でも導入を進めておりまして、今後も進めたいと考えております。計画の期間なんですけれども、この大綱自体は行政改革の大枠というかを示すものと考えておりますので、大綱の期間自体は10年間でいいと考えています。ただ、行政改革自体はやはり常に考えて進めていくものでありますので、推進計画の実施に当たる部分につきましては毎年の予算編成ですとか行政評価の中で見直しを図っていくべきものと考えております。

こめたろう委員 今、AI技術を市の仕事の中で活用されているということでしたけれども、私が勉強不足で恐縮なんですけど、こういった業務に活用されていて、例えば業務効率が上がったんだとか、市民の方が利用して何かの手続が簡単になったとか、そういうものがあれば教えてください。

五十嵐企画政策課長 AIの関係ですけれども、個別の話になりますが、ChatGPTとOpenAIにつきましては市で無料版は業務に使うよう推奨しております。我々のほうで把握しておりませんが全般的に使用されているものと思っておりますし、通知文書の作成には使われていると思っております。最後には、当然職員がチェックをして執行するとなっております。

こめたろう委員 市の業務で使われているのであればそれが効率化された面をお聞きしたかったのと、行政の手続として利用できているのであれば何かこう手続が簡単になったとか、そういった手続の変化があったのであればお伺いしたかった次第です。

五十嵐企画政策課長 市民に対してはAIがどうかというところまでいっていないかもしれませんが、電子申請が大幅にできるように拡大はしています。それから、今ほどのAI-OCRですとかRPAの使用について、職員の負担は減ってはおりますけれども、数値的にそれを表しているかということそこまでの把握はできていない状況です。

こめたろう委員 先ほどChatGPTの利用などは恐らくしているだろうということでしたけれども、そこはまだ業務の中でマニュアルとして確立しているわけではなくて個人の利用に委ねるというような理解でよろしいのでしょうか。

五十嵐企画政策課長 こめたろう委員おっしゃるとおりであります。

こめたろう委員 では、そう理解させていただきました。それですと、この大綱ですと知識技能の向上の環境づくりであったりとか、管理職のマネジメント強化力など、研修などに重点を置いているというふうにも書いてあると思うんですけど、そういった内部の教育だけで本当にその職員のAIの利用だったりとか、組織、文化というのが変わるのかなというのを疑問に持ちました。例えば、民間のそういった技術を利用している方を採用して新しい技術を市の中に取り入れるというような考えはあるのでしょうか。

桑原総務政策部長 職員の教育ということでございますので私からお答えさせていただきますが、職員が新たな技術の導入もさることながら人材としての育成については、OJTも含め多様な研修手段を用いて日々努めているところでございます。当然ながら、それぞれの階層ごとの研修もございまして、委員御質問の件についても今後、専門的な研修については必要に応じて、また導入について検討していきたいと思っております。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件につきましては引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

②特定空家のその後の状況について

大桃委員長 次に、②特定空家のその後の状況について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは特定空家のその後の状況について、資料はございませんが口頭で説明をさせていただきます。前回、7月22日の総務委員会におきまして、2件の空き家について、具体的には小出地域の羽根川と入広瀬地域の穴沢の空き家について、特定空家に認定されたという報告をさせていただきました。その後、若干状況に変化がございましたので、報告をさせていただきます。

具体的には、小出地域の羽根川の空き家については所有者がいる特定空家になりますけれども、特定空家認定後、市から適正な管理、また解体に向けて何とか動いてほしいということで文書、通知等も含めてやり取りをしておりましたが、このたび所有者自らこちらの空き家の解体に着手していただきまして、8月7日にこちらの特定空家の解体が完了いたしましたのでこの場で報告をさせていただきます。

そして、入広瀬地域の穴沢の特定空家につきましては、今回定例会の2日目の補正予算で解体に係る費用につきまして議会から議決をいただきましたので、これから降雪期前までに解体が完了するよう工事に係る事務手続に今着手している状況です。その後の状況につきましては、また本委員会において説明をさせていただければと考えています。簡単ですが以上になります。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件につきましても引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

③財産処分実施要綱施行後の市有地公売 1 回目入札結果の報告について

大桃委員長 次は、③財産処分実施要綱施行後の市有地公売 1 回目入札結果の報告について、執行部に説明を求めます。

斉藤管財課長 財産処分実施要綱施行後の市有地公売一般競争入札の結果について説明いたします。資料はありません。今回の市有地公売は、土地のみ 6 件の 1 回目の入札となります。8 月 8 日に公告を行い、同月 29 日に入札予定でありましたが、22 日の入札参加申込期限までに応募者がなかったため、6 件全て不調となりました。応募者がなかった理由といたしまして、これまで市のホームページ上において先着順で販売を呼びかけておりましたが、財産処分実施要綱施行後に改めて入札を行った物件です。不整形な土地または乗り入れ部分が狭小である土地であることから、予定価格が実勢に合っていないと判断されたため応募に至らなかったのではないかと推定しております。説明は以上です。

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員 1 回目の入札は誰もいらっしゃらなかったというお話ですが、今後 2 回目等の予定はあるのでしょうか。

斉藤管財課長 2 回目の予定ではありますが、9 月 25 日木曜日に公告する予定であります。10 月 10 日金曜日を入札参加申込期限として、10 月 17 日金曜日に入札予定であります。件数といたしましては、1 回目の件数 6 件、同じ物件を入札にかける予定でございます。入札を行うに当たり、財産処分実施要綱の規定に基づき減額の補正率を用いて予定価格を再計算いたします。市内限定であることから、入札参加を促すようにしていきたいと考えております。

森島委員 2 回目の入札は補正率になるんですね。その辺はどうなんですか。

斉藤管財課長 1,000 分の 36、または 1,000 分の 12 になります。立地適正化計画の居住誘導区域内かどうかで判断いたします。

森島委員 そうすると、それを見て落とすといった、ですので 1 回目はどうしても不調になる。それを見ながら皆さん方が、何といいますか、オークションじゃないですけど、その後ろにあるものを考えていくのではないかと。今は 6 件でしたか。これから増えるのかどうなのか分かりませんが、その点は、今後考えていかなければならないことではないですか。その辺はどう考えているんですか。

桑原総務政策部長 補正率をかけるこの予定価格についてはこの 2 回目からとなっておりますが、今の御質問の件について、それを見込んでというようなお話かと思うんですが、本当にその物件が欲しい方、それが優良だとして欲しい方についてはもう既に 1 回目で手を挙げる方もおられるかも分かりません。その辺は蓋を開けてみないと分からないというところもございます。ただ、昨今のこの不動産取引も、特に過疎地域の鈍化状況を見ますと、それらを考慮した中で今回大幅に下げさせていただいたということでございます。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件につきましても引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

④その他

大桃委員長　次に、④その他になります。私から、委員の皆様にご連絡をさせていただきます。

1点目は、第3次魚沼市総合計画（案）について、現在パブリックコメントが行われておりますけれども、皆さんに送られております第3次魚沼市総合計画（案）ですが、基本構想については全般的に、そして基本計画につきましては本委員会の所管する部分について、御意見、御質問等がありましたら9月19日金曜日までに様式は問いませんので事務局に提出をいただきますようお願いしたいという案件が1件あります。9月19日という1週間くらいの中で、皆さんから質問等をまとめていただくこととなりますけれども、9月19日の日程が厳しいということもありましたら事務局に連絡を一報入れていただければと思いますので、皆さんから忌憚のない声を聞かせていただきたいと思います。スマートディスカッションの情報提供のパブリックコメントに格納されていますので、御確認の上、見ておいていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。この件につきましては、定例会最終日の本会議終了後に全員協議会を予定しておりますので、そのときに計画（案）について協議することになっておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目になります。皆さんに事前にお知らせしてあると思いますが、9月12日金曜日、午後1時30分から気化熱冷風機について現地調査を行いますので、時間までに委員会室にお集まりいただきたいと思います。開会後に魚沼市総合体育館へ、歩いて向かって現地調査を行い、帰って総括を行いますのでよろしくお願いします。

そして3点目となりますけれども、新年度予算について委員会として予算措置を希望したいという案件等がありましたら、今月中に委員長までお申し出ください。それから、今年度の議員研修について受けてみたい事項、また講師等がおられましたら、今月中に委員長までお申し出ください。研修の時期は冬期を予定しております。新年度予算及び議員研修については次の会派・委員長会議で協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、3点について皆様にご連絡をさせていただきました。これについて御質問等ありましたらお願いいたします。

森島委員　冷風機のことについてお伺いするんですけれども、見るところは1か所ということでしょうか。

大桃委員長　総務委員会として所管するところで魚沼市総合体育館を1か所視察してこうという計画でいます。

森島委員　それはそれで結構ですけれども、設置箇所が約60か所あって、教育部門、福祉部門、あるいは総務委員会の所管のところ、1か所はいいんですけれども、結局目的といいますか、何か原因があってそこに行くのか。その辺は委員長として行く何かがあったのか、あるいは目的がありこうするんだというようなことがあるのであれば教えていただきたいと思います。

大桃委員長　今の件につきましては、魚沼市総合体育館、それから堀之内体育館というところで、中型になりますけれどもそれぞれ4台が設置されております。これらを利用されている方々、あるいはその管理に携わっている方々からいろんな声が聞こえています。それを

もって調査、確認をしていきたいということでもあります。

星野委員 総務委員会としてのすみ分けで1か所という言い方をされたんですけど、今まで冷風機は福祉文教委員会でやっていた内容かと思います。総務委員会としてのすみ分けで1か所というのは、どういう意味なのかという感じなんです。

大桃委員長 私も魚沼市総合体育館、それから堀之内体育館のそれぞれ4台で同じような課題を抱えているというところと、いろんな声を聞く中で同じものを見ているというところで、1か所で確認ができるという意味合いで1か所とさせていただきました。

星野委員 体育施設の利用としての内容で見てくるのであれば福祉文教委員会だと思うんですけど、総務委員会として見てくるのは災害対応としてなのかと思うんですけど、そういう理解でいいんでしょうか。

大桃委員長 もちろん、災害という意味で総務委員会で受けているわけですので、それも含めますけれども、今利用している方々も含めた総合的な面で、今の冷風機がどのようなものなのかというところもしっかりと見ていきたいなと感じています。また、それを管理している皆さんがどのような形で管理しているのか、またどういう課題があるのかということも見て聞いていきたいというところもあります。福祉文教委員会とも関連があるとは思いますが、総務委員会の管轄として、それも災害時の避難場所としての場所でもありますので、それらのところが共通している部分かと思っていますので、その辺のところも合わせて行いたいと思っています。

坂大議会事務局長 事務局で補足をさせていただきたいと思うんですけども、総務委員会の所管はあくまでも防災の部分になりますので、調査に関わるのはあくまでも避難所で利用の場合の調査ということが主になります。ただ、せっかく皆さん視察に行くので、福祉文教委員長には私から話をさせていただいて、直接調査には関わりませんが、そこに行けば実際使用したときの状況が確認できますので、一緒に行ったらどうですかというお声がけはさせていただきました。ただ、総務委員会の所管はあくまでも防災ということですので、調査内容はその辺に絞っていただきたいと思いますし、避難所として利用した経験がございませんので、実際使用したときの状況というのを利用者、あとは管理者から話を聞いてくるということが、メインになろうかと思います。そういうすみ分けでお考えいただきたいと思います。事務局からは以上です。

大桃委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)では以上、私から3点お願いさせていただきます。

このほか、執行部から報告事項等がありましたらお願いいたします。(なし)

ないということですので、本日の日程は全て終了しました。本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の総務委員会はこれにて閉会といたします。

閉 会 (10:48)

総務委員会

委員長 大桃 俊彦